生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人北海道畜産物価格安定基金協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	4,762 百万円（2,381 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人青森県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	119 百万円（59 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	257 百万円（129 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人宮城県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	188 百万円（94 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人秋田県農業公社
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	41 百万円（20 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人山形県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	30 百万円（15 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人福島県畜産振興協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	103 百万円（52 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人茨城県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	117 百万円（58 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人栃木県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	222 百万円（111 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人群馬県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	114 百万円（57 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人埼玉県畜産会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	18 百万円（9 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人千葉県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	157 百万円（79 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益財団法人東京都農林水産振興財団
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	0.4 百万円（0.2 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人神奈川県県畜産会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	11 百万円（5 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人山梨県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	9 百万円（4 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	31 百万円（15 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人静岡県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	19 百万円（10 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人新潟県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	44 百万円（22 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人富山県畜産振興協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	8 百万円（4 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人石川県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	2 百万円（1 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人福井県畜産経営安定基金協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	0.9百万円（0.4 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和５年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人岐阜県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	37 百万円（19 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人愛知県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	86 百万円（43 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人三重県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	31 百万円（15 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人滋賀県畜産振興協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	12 百万円（6 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人京都府畜産振興協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	4 百万円（2 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人大阪府畜産会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	0.3 百万円（0.1 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人兵庫県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	78 百万円（39 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人奈良県畜産会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	2 百万円（0.8 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人畜産協会わかやま
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	4 百万円（2 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人鳥取県畜産推進機構
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	93 百万円（46 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人島根県畜産振興協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	93 百万円（47 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人岡山県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	67 百万円（33 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人広島県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	42 百万円（21 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人山口県畜産振興協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	34 百万円（17 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人徳島県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	38 百万円（19 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人香川県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	70 百万円（35 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人愛媛県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	40 百万円（20 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	18 百万円（9 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人福岡県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	30 百万円（15 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人佐賀県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	51 百万円（26 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	243 百万円（122 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人熊本県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	402 百万円（201 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人大分県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	136 百万円（68 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人宮崎県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	486 百万円（243 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益社団法人鹿児島県畜産協会
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	625 百万円（313 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	公益財団法人沖縄県畜産振興公社
生産者積立金の額 （うち機構助成金相当額）	153 百万円（76 百万円）
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 2 年度～令和 6 年度
見直しの時期	令和 7 年度

（注）１：　生産者積立金の額は、令和 5 年度末残高

２：　業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 12 月 21 日付け元畜Ａ第 3463 号農林水産省畜産局長通知）に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還

３：　見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更